



〒520-0041
滋賀県大津市浜町1-38
滋賀銀行従業員組合
TEL 077-521-2775
FAX 077-525-5232
Mail info@sbu-ffs.com
URL http://sbu-ffs.com/

ヒロシマから世界へ ヒバクシャ国際署名推進を 原水爆禁止2016世界大会—広島

**核兵器のない平和で公正な世界のために
世界大会に組合から代表を派遣**

**原水爆禁止世界大会は
1955年広島から**

1945年8月6日に広島、9日に長崎に原爆が投下され、二つの街は「地獄」と化し、その年のうちに約21万人もの尊い命が奪われました。

しかし、原爆を使用したアメリカは、広島・長崎への原爆被害が世界に伝わることを恐れ、厳しい報道管制をおこない、実態は日本国民にも、アメリカ国民をはじめ世界の人びとにも知らされませんでした。



広島と長崎への原爆投下から、今年71年目を迎えました。8月4日から6日、原水爆禁止世界大会が広島において開催され、従業員組合を代表して、参加させて頂きました。

1954年3月1日、アメリカが太平洋ビキニ環礁でおこなった水爆実験によって日本国民は三度の原水爆による被害を受けました。

ビキニ水爆被災事件をきっかけに、広島・長崎の被害、放射能による惨禍を広範な国民が知り、核兵器の廃絶を求める「原水爆禁止署名」が全国でとりくまれ、1年余で当時の有権者の過半数3400万人に達しました。

こうした原水爆禁止を求める大きな国民の声を背景に、1955年8月、広島で第1回原水爆禁止世界大会が、翌56年には、長崎で第2回原水爆禁止世界大会が開かれました。以来毎年、世界の人々と連帯して世界大会が開催されてきました。

いまや核兵器廃絶は世界の大きな流れに発展しています。

原水爆禁止2016年世界大会は、8月2日から4日に広島で国際会議が開催され、「国際会議宣言」が採

取されました。

閉会総会は、満席となり若者が目だった総会となりました。被爆者の平均年齢が、80歳を超え、生存中に核兵器廃絶をと、必死に願う被爆者に応えるため、内外の参加者は被爆者国際署名に取り組んでいくことを決意しました。

また、四国電力が、徳島阿南市で計画していた蒲生田原発では、原発事故の環境汚染と豊かな環境を次世代に引き継ぐと反対し、計画をストップさせました。

**世界に1万5千発の核兵器
核廃絶は緊急・死活の課題**

これは、福島第一原発の事故で現実となったことで、住

民の間では「あの時、よくぞ止めた」という歴史がありました。阿南市民が環境汚染を察知し、一致団結してストップに全力を尽くしふるさとを守った住民に感銘を受けました。

追求める」と最大の核保有国の代表が述べたことは、大きな希望を私達に与えてくれました。現在、核兵器は世界に1万5千発以上が存在するといわれ、廃絶は今も緊急・死活の課題となっ

中に浸透するように日々努力を積み重ねて行かねばならないと強く思いました。私が参加した「原発と原爆の分科会」では、リトアニアとロシアの方が参加され、チェルノブイリの原

扱されました。

**「国際会議宣言」を
国連作業部会に送付**

国際会議宣言は、「いま『核兵器のない世界』への扉を開こうとする新たな動きがうまれてきている。核兵器を禁止し、廃絶する条約についての実質的な議論が、国連ではじまったのである」と強調しています。なお、「国際会議宣言」は、5日から19日までスイスのジュネーブで開かれる核兵器を禁止・廃絶する条約に関する国連作業部会に送付されました。

**開会総会に4500人
車谷副委員長を派遣**

組合代表の車谷副委員長が参加した「原水爆禁止2016世界大会—広島」は、8月4日から6日の日程で広島市内の各会場で開催されました。

開会総会は、午後2時から広島県立総合体育館・グリーンアリーナで4500人の参加で開催されました。

総会は、全労連の小田川義和議長の開会宣言で始まり、小田川議長は、「国連の場で核兵器廃絶のための法的・措置に向けた議論が始まったのは、被爆者のたたかいと世界大会がきっかけだった到達点だ」と指摘し、「ヒバクシャ国際署名は核兵器固執勢力を世論の

力で追い詰める最重要の取り組みだ」と訴えました。

はじめに、富田宏治国際会議宣言起草委員長（関西学院大学教授）から主催者報告が行われ、つづいて、日本被団協の岩佐幹三代表委員、市民連合の長尾詩子さんが来賓のあいさつをされました。

**ヒロシマから世界へ
被爆地からの訴え**

「ヒロシマから世界へ被爆地からの訴え」として広島被爆者7団体代表が国際署名に共同して取り組む活動を披露すると大きな拍手が起きました。数百万の署名を目標としたベトナム平和委員会のブイ・リエン・フォン事務長がすでに集めた8万の署名目録を岩佐さんと被爆者代表に手渡しました。

セルジオ・ドウアルテ元国連軍縮問題担当上級代表は「みなさんは素晴らしい仕事をしています。核廃絶への決意を持ってぜひまたかいつく続けてほしい」と激励しました。



翌8月5日は、フォーラム、分科会、動く分科会など多彩なテーマで、広島市内の会場を中心に開催されました。

閉会総会（ヒロシマデー集会）は8月6日10時30分から広島総合体育館・グリーンアリーナで5500人の参加で開催されました。

8月8日・9日は長崎市内において「世界大会—長崎」が開催されました。



「労使懇話会」 マイナス金利でデフレ脱却？ 金融庁と地銀協の意見交換会 問われる地域金融機関の経営

滋賀銀行従業員組合は、8月8日「労使懇話会」を開催しました。懇談会には銀行から奥専務、今井専務、林常務、大野常務、若林常務、小西執行役員人事部長が、組合からは中島委員長、車谷副委員長、澤井書記長、八軒執行委員が出席しました。

本号では、懇談会において組合側が発言した内容を紹介いたします。なお、懇談会全体の内容は組合ニュースに掲載いたします。

「マイナス金利」 多い否定的コメント 企業業績「影」

マイナス金利について、多くのメディアで取り上げられている。例えば「NHK NEWS WEB」(図)にも「マイナス金利・広がる影響」と題するニュースが掲載されている。時間の関係ですべてを言えないが

金融庁と地銀協 意見交換会 リレ・バンで言及

地銀協において行われている「金融庁との意見交換会」で、金融庁から様々な意見具申がされている。たとえば、5月18日の意見交換会では、金融庁から「地域金融機関の経営の現状と課題」について発言されている。その中で金融庁は

「持続可能なビジネスモデルの構築が大きな課題」と指摘しつつ、「預貸金利鞘の縮小を融資額の拡大で打ち返す」という従来のビジネスモデルは全体としては限界に近づいてきており、ビジネスモデルの持続可能性を高めるためには、①リレ・バンシップ・バンキング、②バランスシートコントロールと有価証券運用、③経費(コスト)、以上3つの点が必要だと強調している。そのなかで、特に①について次のような言及がある。

当行方針は評価 金融庁理論に意見は 当行の水準の到達は？

当行はこれまで「知恵と親切を売る」「金利競争はしない」と経営自ら公言されてきた。組合としてもその姿勢に対して一定の評価もしている。金融庁の言い分はリレ・バンシップ・バンキングに地道に取り組んでいる金融機関は金利低下



5月18日の金融庁との意見交換会では、コーポレート・ガバナンスコードについても金融庁が言及している。金融機関の健全性確保のための政策を「静的規制から動的監督」へ転換するとし、その柱として3点挙げていた。そのうちの「①ルール重視の監督から、ルールとプリンシプルとの最適な組み合わせ(ベストミックス)」

金融庁厳しい内容で コーポレート・ガバナンスコードで言及

コーポレート・ガバナンスコードについては、組合としても内容をさらに勉強したいと考えている。ただ、今まで理解している範囲であるが、非常に大きな問題を抱えていると考える。簡単に言えば、投資家を儲けさせるための政策であり、株価を上昇させる以外の企業の社会的責任については、あまり強調されていないと考える。特に、ステークホルダーとの関係では、確かに「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値」のためには、「従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである」として、経営者に「ステークホルダーの権利・立場」を尊重する「企業文化・風土」を求めている。しかし、

中央安全衛生委員会 従組推薦者の指名が可能に！

滋賀銀行は、8月8日に開催された団体交渉において「安全衛生規定」の一部改正の提案を行いました。この改正により「従業員組合が推薦し、銀行が指名する者が中央安全衛生委員会の構成員になれる」ことになりました。

銀行は提案にあたって、次のように提案に至る経過と趣旨を説明しました。

銀行の提案趣旨

平成15年1月に安全衛生規定は制定されていますが、労働安全衛生法第19条で定

められている安全衛生委員会(中央安全衛生委員会)および「事業場安全衛生委員会」は開催できない状況が続いています。そのような中、平成27年12月1日施行改正労働安全衛生法においてストレスチェック制度が導入されたことにより1年以内(平成28年1月30日まで)に事業者がストレスチェックを実施することを義務づけられ、「中央安全衛生委員会」においてその内容の審議が必要なる状況にあります。

従業員組合の見解

提案を受けた団交において従業員組合は、「懸念については、従業員組合(少数組合)を排除した、過去の歴史的な経過があります。我々の参加を認める銀行の決断に対し敬意を表したい。」と述べました。

改定提案の内容

提案書

安全衛生規程の一部を下記(以下)のとおり改正する。記

1. 安全衛生規程の一部改正
中央安全衛生委員会の委員に、従業員の過半数で組織する労働組合以外の労働組合からの推薦があり、銀行が指名した者を入れることができるよう改正する。
2. 改正内容
別紙(規定)のおとり
3. 実施日
平成28年9月1日

クス)を目指す監督」で、金融機関のガバナンスについて「経営陣が金融機関の価値を高めるよう機能しているか」「取締役会において実質的かつ質の高い議論が行われているか」「優秀な経営陣を選んだり、あるいは無能な経営陣を辞めさせるようなメカニズムがきちんと機能しているか」「これらを機能させるうえで適性のある社外取締役が選任されているか」など非常に厳しい内容である。こうした金融庁の姿勢に対して経営としての思いをお聞きしたい。

ステークホルダーの権利・立場を尊重する企業文化・風土を

コーポレート・ガバナンスコードについては、組合としても内容をさらに勉強したいと考えている。ただ、今まで理解している範囲であるが、非常に大きな問題を抱えていると考える。簡単に言えば、投資家を儲けさせるための政策であり、株価を上昇させる以外の企業の社会的責任については、あまり強調されていないと考える。特に、ステークホルダーとの関係では、確かに「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値」のためには、「従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである」として、経営者に「ステークホルダーの権利・立場」を尊重する「企業文化・風土」を求めている。しかし、